

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



55歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

大綱で読む2024年度の税制改正（暮らし編）

住宅取得等資金贈与の非課税制度を延長

こんにちは、高橋学です。今回は、昨年末に発表された2024年度の税制改正大綱を受けて、日々の暮らしに関わる4つの税制改正を見ていきます。

まずは、全世帯に共通して関わる税制改正（図表1の①～②）です。「①定額減税」は、物価高に伴う国民負担の軽減を目的とした減税措置。納税者本人と扶養家族を含めた人数分について、2024年度の所得税から3万円、2024年度の住民税から1万円と、1人につき計4万円が減税となり、その分手取りが増えます。ただし、サラリーマンなど給与所得者は年収2,000万円超、自営業者などは収入から経費を差し引いた「所得」の合計が1,805万円超の場合は減税の対象外となります。

「②住宅取得等資金贈与の非課税制度の延長」も使い勝手の良い優遇策の1つ。同制度は、新築住宅の購入時に父母、祖父母から資金援助を受ける際、住宅の性能・品質に応じ、最大1,000万円までの贈与であれば贈与税が非課税になる優遇策のこと。2023年12月31日までの時限措置でしたが、今回の税制改正大綱では期限が3年間延長され、2026年12月31日までとなることが明記されました。

若い世帯や子育て世帯の税優遇も

次に、家族構成や属性によって影響・適用が異なる税制改正（図表1の③～④）について見ていきます。

まずは「③児童手当の拡充に伴う扶養控除の改正」です。児童手当は、2024年10月から対象が高校生にまで拡充され、高校生1人につき年額12万円が支給されます（第3子以降は36万円）。これに伴い、16～18歳の子育て世帯向けの扶養控除が縮小され、現在38万円である子1人当たりの所得税控除は2026年分から25万円に、同33万円の住民税控除は2027年度分から12万円に引き下げられる見通しです（図表2）。なお、政府の試算では、「拡充」と「増税分」を通算した手取り額は、全世帯でアップになるとのことです。

最後は「④住宅ローン控除の改正」。住宅ローン控除は、返済期間10年以上の借り入れをして住宅を取得する場合に、年末の住宅ローン残高の0.7%分を所得税や住民税から最大13年間控除できる制度。2024年入居分については、新築の長期優良住宅の場合、借入限度額が5,000万円から4,500万円に引き下げられる一方、①「夫婦どちらかが40歳未満」、②「19歳未満の子供がいる」のいずれかを満たす世帯は5,000万円を維持するなどの優遇を行います。M

■ 図表1 2024年度税制改正大綱（暮らし編）の主なポイント

全世帯共通	
① 定額減税	適用時期：2024年6月
② 住宅取得等資金贈与の非課税制度の延長	適用時期：2024年1月～2026年末
家族構成・属性によって適用が異なるもの	
③ 児童手当の拡充に伴う扶養控除の改正	適用時期：児童手当の拡充＝2024年10月～ ：所得税＝2026年分～ ：住民税＝2027年度分～
④ 住宅ローン控除の改正	適用時期：2024年入居分

■ 図表2 児童手当の拡充と扶養控除の改正のポイント

現行			
子の年齢	児童手当の金額（年額）・所得制限あり	扶養控除	
0～2歳	18万円		
3歳～小学生	12万円（第3子以降18万円）	なし	
中学生	12万円		
高校生	なし	所得税38万円 住民税33万円	16～18歳
拡充・改正後			
子の年齢	児童手当の金額（年額）・所得制限なし	扶養控除	
0～2歳	18万円（第3子以降36万円）	なし 0～15歳	
3歳～高校生	12万円（第3子以降36万円）	所得税25万円（2026年分～） 住民税12万円（2027年度分～）	16～18歳

（出所）与党税制改正大綱、報道資料などをもとに筆者作成